

逗子市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 の一部改正について

1 趣 旨

国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成29年法律第79号）の施行に伴い、退職手当の調整率が改定されたことから、本市一般職職員の退職手当について改正するものです。

国家公務員退職手当法の改正は、官民比較に基づき、概ね5年ごとに退職手当支給水準の見直しを行うことを通じて官民均衡を確保するため必要な改正を行うもので、人事院が行った官民比較調査の結果、平均78万1千円公務が民間を上回ることから、支給水準の引き下げを行うものです。

2 概 要

(1) 調整率の改定

官民均衡を図るために設けられた「調整率」を次のとおり引き下げます。

（改正前）100分の87 （改正後）100分の83.7

(2) 改正方法

「調整率」について規定されている、次の3つの「逗子市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」を改正します。

第1条（昭和63年逗子市条例第6号） 附則第3項

第2条（平成3年逗子市条例第10号） 附則第3項

第3条（平成18年逗子市条例第29号） 附則第2項

* 給与構造改革による経過措置として、条例改正の施行期日（平成18年10月1日）の前日に、現に退職した理由と同一の理由で退職したと仮定して算定する退職手当の額についても、同様に調整率を引き下げる。なお、勤続期間が20年以上の者（42年以下の自己都合、37年以上42年以下の公務外傷病により退職した者を除く。）にあつては、調整率「104分の87」を「104分の83.7」とする。

3 施行日

平成30年7月1日

逗子市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

【第1条関係】

現 行	改正後（案）
<p>○逗子市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 昭和63年逗子市条例第6号</p> <p>附 則</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 施行日に在職する職員（施行日に職員以外の地方公務員として在職する者で、職員以外の地方公務員として在職した後引き続き職員となった者を含む。以下同じ。）のうち、施行日以後に新条例第3条から第5条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、新条例第3条から第5条まで、第5条の3及び第5条の4の規定により計算した額にそれぞれ100分の87を乗じて得た額とする。</p> <p>4 施行日に在職する職員のうち、施行日以後に新条例第3条第1項の規定に該当する退職をし、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は新条例第5条の3の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>5 施行日に在職する職員のうち、施行日以後に新条例第5条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>6・7 （略）</p>	<p>○逗子市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 昭和63年逗子市条例第6号</p> <p>附 則</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 施行日に在職する職員（施行日に職員以外の地方公務員として在職する者で、職員以外の地方公務員として在職した後引き続き職員となった者を含む。以下同じ。）のうち、施行日以後に新条例第3条から第5条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、新条例第3条から第5条まで、第5条の3及び第5条の4の規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。</p> <p>4 （略）</p> <p>5 （略）</p> <p>6・7 （略）</p>

【第2条関係】

現 行	改正後（案）
<p>○逗子市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 平成3年逗子市条例第10号</p> <p>附 則</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者（昭和63年逗子市条例第6号附則第3項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条まで、第5条の3及び第5条の4の規定により計算した額にそれぞれ100分の87を乗じて得た額とする。</p> <p>4 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者（昭和63年逗子市条例第6号附則第4項の規定に該当する者を除く。）で、第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の3の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>5 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者（昭和63年逗子市条例第6号附則第5項の規定に該当する者を除く。）で、第5条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>6 当分の間、42年を超える期間勤続して退職した者で新条例第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として附則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。</p>	<p>○逗子市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 平成3年逗子市条例第10号</p> <p>附 則</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者（昭和63年逗子市条例第6号附則第3項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条まで、第5条の3及び第5条の4の規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。</p> <p>4 （略）</p> <p>5 （略）</p> <p>4 （略）</p>

【第3条関係】

現 行	改正後（案）
<p>○逗子市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 平成18年逗子市条例第29号</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の逗子市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の逗子市職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条から第5条の2まで及び第5条の4の規定、改正前の逗子市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和63年逗子市条例第6号。以下この項及び第4項において「条例第6号」という。）附則第3項から第5項までの規定及び改正前の逗子市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成3年逗子市条例第10号。以下この項及び第4項において「条例第10号」という。）附則第3項から第5項までの規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として条例第10号附則第3項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ<u>100分の87</u>（当該勤続期間が20年以上の</p>	<p>○逗子市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 平成18年逗子市条例第29号</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の逗子市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の逗子市職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条から第5条の2まで及び第5条の4の規定、改正前の逗子市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和63年逗子市条例第6号。以下この項及び第4項において「条例第6号」という。）附則第3項から第5項までの規定及び改正前の逗子市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成3年逗子市条例第10号。以下この項及び第4項において「条例第10号」という。）附則第3項から第5項までの規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として条例第10号附則第3項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ<u>100分の83.7</u>（当該勤続期間が20年以上</p>

者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあつては、104分の87）を乗じて得た額が、新条例第2条の3から第5条まで及び第5条の3から第5条の9までの規定、この条例附則第6項及び第7項の規定、条例第6号附則第3項から第5項までの規定及び条例第10号附則第3項から第5項までの規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

3～12 （略）

の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあつては、104分の83.7）を乗じて得た額が、新条例第2条の3から第5条まで及び第5条の3から第5条の9までの規定、この条例附則第6項及び第7項の規定、条例第6号附則第3項から第5項までの規定及び条例第10号附則第3項から第5項までの規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

3～12 （略）

退職手当(基本額)支給率早見表
(勤続期間・退職理由別支給率×調整率)

H 30.7.1

勤続年数	条例第3条						条例第4条		条例第5条			
	自己都合		勤続11年未満の ・定年 ・勸奨 ・任期終了 ・通勤傷病 等		公務外傷病		勤続11年以上 25年未満の ・定年 ・勸奨 ・任期終了 ・通勤傷病等		・整理 ・公務上傷病 ・公務上死亡 ・公務外死亡		勤続25年以上の ・定年 ・勸奨 ・任期終了 ・通勤傷病等	
	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新
1	0.522	0.5022	0.87	0.837	0.87	0.837			1.305(3.6a)	1.2555(3.6a)		
2	1.044	1.0044	1.74	1.674	1.74	1.674			2.61(4.5a)	2.511(4.5a)		
3	1.566	1.5066	2.61	2.511	2.61	2.511			3.915(5.4a)	3.7665(5.4a)		
4	2.088	2.0088	3.48	3.348	3.48	3.348			5.22(5.4a)	5.022(5.4a)		
5	2.61	2.511	4.35	4.185	4.35	4.185			6.525	6.2775		
6	3.132	3.0132	5.22	5.022	5.22	5.022			7.83	7.533		
7	3.654	3.5154	6.09	5.859	6.09	5.859			9.135	8.7885		
8	4.176	4.0176	6.96	6.696	6.96	6.696			10.44	10.044		
9	4.698	4.5198	7.83	7.533	7.83	7.533			11.745	11.2995		
10	5.22	5.022	8.7	8.37	8.7	8.37			13.05	12.555		
11	7.7256	7.43256			9.657	9.2907	12.07125	11.613375	14.4855	13.93605		
12	8.4912	8.16912			10.614	10.2114	13.2675	12.76425	15.921	15.3171		
13	9.2568	8.90568			11.571	11.1321	14.46375	13.915125	17.3565	16.69815		
14	10.0224	9.64224			12.528	12.0528	15.66	15.066	18.792	18.0792		
15	10.788	10.3788			13.485	12.9735	16.85625	16.216875	20.2275	19.46025		
16	13.3893	12.8814			14.877	14.3127	18.59625	17.890875	21.663	20.8413		
17	14.6421	14.0867			16.269	15.6519	20.33625	19.564875	23.0985	22.2235		
18	15.8949	15.292			17.661	16.9911	22.07625	21.238875	24.534	23.6034		
19	17.1477	16.4973			19.053	18.3303	23.81625	22.912875	25.9695	24.98445		
20	20.445	19.6695			20.445	19.6695	25.55625	24.586875	27.405	26.3655		
21	22.185	21.3435			22.185	21.3435	27.29625	26.260875	28.8405	27.74655		
22	23.925	23.0175			23.925	23.0175	29.03625	27.934875	30.276	29.1276		
23	25.665	24.6915			25.665	24.6915	30.77625	29.608875	31.7115	30.50865		
24	27.405	26.3655			27.405	26.3655	32.51625	31.282875	33.147	31.8897		
25	29.145	28.0395			29.145	28.0395			34.5825	33.27075	34.5825	33.27075
26	30.537	29.3787			30.537	29.3787			36.1485	34.77735	36.1485	34.77735
27	31.929	30.7179			31.929	30.7179			37.7145	36.28395	37.7145	36.28395
28	33.321	32.0571			33.321	32.0571			39.2805	37.79055	39.2805	37.79055
29	34.713	33.3963			34.713	33.3963			40.8465	39.29715	40.8465	39.29715
30	36.105	34.7355			36.105	34.7355			42.4125	40.80375	42.4125	40.80375
31	37.149	35.7399			37.149	35.7399			43.9785	42.31035	43.9785	42.31035
32	38.193	36.7443			38.193	36.7443			45.5445	43.81695	45.5445	43.81695
33	39.237	37.7487			39.237	37.7487			47.1105	45.32355	47.1105	45.32355
34	40.281	38.7531			40.281	38.7531			48.6765	46.83015	48.6765	46.83015
35	41.325	39.7575			41.325	39.7575			49.59	47.709	49.59	47.709
36	42.369	40.7619			42.369	40.7619			49.59	47.709	49.59	47.709
37	43.413	41.7663			43.413	41.7663			49.59	47.709	49.59	47.709
38	44.457	42.7707			44.457	42.7707			49.59	47.709	49.59	47.709
39	45.501	43.7751			45.501	43.7751			49.59	47.709	49.59	47.709
40	46.545	44.7795			46.545	44.7795			49.59	47.709	49.59	47.709
41	47.589	45.7839			47.589	45.7839			49.59	47.709	49.59	47.709
42	48.633	46.7883			48.633	46.7883			49.59	47.709	49.59	47.709
43	49.59	47.709			49.59	47.709			49.59	47.709	49.59	47.709
44	49.59	47.709			49.59	47.709			49.59	47.709	49.59	47.709
45	49.59	47.709			49.59	47.709			49.59	47.709	49.59	47.709

※ 実際の支給額は、この計数で計算した基本額に、調整額を加えたものとする。

※ ()内は、条例第5条の9の最低保障である。

※ aは、基本給月額であり、給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額合計額をいう。

※ 勤続20年以上の長期勤続者は、条例附則による退職手当の基本額の調整(83.7/100)を含めた計数である。

<参考>

【調整額】

(円)

区分	級	調整月額
第1号区分	8級	59,550
第2号区分	7級	54,150
第3号区分	6級	43,350
第4号区分	5級	32,500
第5号区分	4級	27,100
第6号区分	3級	21,700
第7号区分	その他	0

※60月分(調整月額が多いものから積算)

国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律 (平成29年法律第79号)の概要

- 国家公務員の退職給付(※)については、官民比較に基づき、概ね5年ごとに退職手当支給水準の見直しを行うことを通じて官民均衡を確保
 - ※ 退職給付：退職手当及び共済年金給付（使用者拠出分）
- 人事院が行った官民比較調査の結果、平均78.1万円公務が民間を上回ることから、退職手当の支給水準を引下げ

法律概要

1 退職手当の支給水準の引下げ

官民均衡を図るために法律上設けられた「調整率」を、87/100から83.7/100に引き下げる。

国家公務員の退職手当の額は、基本額に調整額を加えて算出。

基本額：退職日の俸給月額 × 勤続期間・退職理由別支給率 × 調整率
調整額：職責に応じた加算額

※ その他、基本額を算定基礎としている特別職職員等の調整額について、調整率改定の影響を与えないようにするため、所要の措置を講ずる。

2 施行期日

平成30年1月1日